

## 県と協働する農産物直売所公募要領（第12次）

### I 公募の概要

#### 1. 趣旨・目的

農産物直売所（以下「直売所」という。）は、農家が自ら売場を確保することにより地域の農業生産を拡大し、女性や高齢者の活躍の場を提供して地域の人々を元気にする地域農業の拠点です。さらには、食文化をはじめとした地域の魅力を増大させ、観光振興にも資するなど、地域活性化の拠点にもなります。

奈良県（以下「県」という。）では、このような役割を担い、県と協働して地域活性化を図る直売所を募集します。

#### 2. 協定の締結について

上記の趣旨に賛同する直売所と県は、協定を締結することとします。

#### 3. 協定の主な内容

##### （1）協働して取り組むこと

- ①直売所のブランド化（ネットワークブランド名「<sup>ち</sup><sup>あじ</sup><sup>つち</sup><sup>か</sup>地の味 土の香」）
- ②直売所を拠点とした地域の活性化

##### （2）直売所の責務

- ①「安全」「安心」な農産物の提供
  - ・直売所運営者は、生産記録や農薬安全使用等の講習会を実施する
  - ・出荷者は、講習会の受講と生産記録に取り組む
  - ・直売所運営者が、定期的に記録の確認と適切な指導を行う
  - ・出荷物への出荷者名を明記する
- ②地元産を重視した「新鮮で」「おいしい」農産物等の品揃えと適切な商品管理
- ③快適で利用しやすい店づくりと「もてなし」の向上
- ④協定直売所間の連携強化（相互仕入れ、共同での情報発信など）
- ⑤その他、本趣旨に沿った取り組み

##### （3）県の支援

- ①直売所のブランド化支援
- ②安全・安心な農産物の提供に関する支援
- ③直売所運営に関する支援

##### （4）その他、直売所の活性化のために必要な取り組み

### II 応募方法

#### 1. 応募対象

以下の内容を全て満たしている直売所を応募対象とします。ただし、個人経営のもの、スーパー・マーケットのインショップは除きます。

- （1）週5日以上営業（土日必須）
- （2）県産のものが全取扱い品数の50%以上
- （3）前年度の年間売上額が1千万円以上
  - （当年度の年間売上額が10月時点で1千万円以上の場合も可とする）
- （4）JAS法、食品衛生法、健康増進法、食品表示法など各種法令を遵守するとともに、必要な許認可を取得していること

## 2. 応募手続き

### (1) 提出書類

応募する直売所は、以下の内容を記載した書類を、1部提出してください。

(様式は、県豊かな食と農の振興課ホームページからもダウンロードできます。)

①協働協定締結申込書（様式1）

②事業提案書（様式2）

ア) 地の味土の香をPRする方法の提案

イ) 県と協働して行う事業の提案

※参考となるこれまでの取り組みや実績があれば関係資料を添付

ウ) 意思の確認

③添付資料

ア) 直売所の事業内容及び財務状況がわかる書類（直近の3ヶ年度分、運営開始より3ヶ年度が経過していない場合は、オープンから当年度経過分で可）

イ) 直売所運営組織の規約及び役員名簿（法人等は定款及び登記簿謄本の写し）

ウ) その他直売所の概要がわかる資料等

### (2) 提出方法等

①提出方法 持参または郵送による

②提出期間 令和7年12月19日（金）午前9時から令和8年1月23日（金）午後5時まで。  
持参の場合は、午前9時から正午まで、及び午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例第32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。  
郵送の場合は、提出期限必着とすること。

③提出先 〒630-8501 奈良市登大路町30

奈良県食農部豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係

## III 応募書類の審査・現地確認・決定

県は、（別紙）「地の味土の香」審査基準に基づき、応募書類の審査を行い、必要に応じて現地確認をし、協定を締結する直売所を決定します。結果は、全員に対して文書で通知します。

## IV 問い合わせ及び提出先

奈良県食農部 豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係

〒630-8501 奈良市登大路町30

TEL: 0742-27-7401 FAX: 0742-26-6211

Eメール: housyokunou@office.pref.nara.lg.jp